

熊本市公報 (臨時)

第 1 4 2 5 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 臨時発行

目 次

公 告

○建築物等移転通知及び照会(公告第 4 5 1 号).....	2
○建築物等移転通知(公告第 4 5 2 号).....	3

公 告

公告 第 4 5 1 号

平成 3 0 年 7 月 6 日

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第2項の規定による建築物等移転通知及び照会は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第2項が準用する同法77条第5項の規定により当該通知書の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告する。

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業

施行者 熊本市

代表者 熊本市長 大西一史

記

1 建築物等移転通知及び照会の送付を受けるべき者

氏名	住所
有限会社米田商店 代表取締役 白石 朋史	熊本県熊本市北区植木町滴水38番地4
白石 たつみ	熊本県熊本市北区植木町滴水38番地4

2 通知の内容

土地区画整理法第77条第2項の規定により、別紙のとおり建築物等移転通知及び照会を通知します。

(教示)

- 1 この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として(訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、別紙の掲載は省略し、それらを熊本市北区植木町植木196番2地先の掲示場所において掲示する。

公 告 第 4 5 2 号

平 成 3 0 年 7 月 6 日

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第2項の規定による建築物等移転通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第2項が準用する同法77条第5項の規定により当該通知書の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告する。

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業

施行者 熊本市

代表者 熊本市長 大西一史

記

1 建築物等移転通知の送付を受けるべき者

氏名	住所
徳永 不二子	熊本県熊本市北区植木町植木2番地

2 通知の内容

土地区画整理法第77条第2項の規定により、別紙のとおり建築物等移転通知を通知します。

(教示)

1 この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、別紙の掲載は省略し、それらを熊本市北区植木町植木196番2地先の掲示場所において掲示する。